

発行 川崎市環境局生活環境部収集計画課
発行日 平成24年4月1日

浄化槽保守点検業者 登録（更新）申請の手引き

川崎市環境局

1 浄化槽保守点検業者登録申請書の記入方法

第1号様式

浄化槽保守点検業者登録申請書				
		(1)	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
(あて先) 川崎市長	(2)			
申請者 住所 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地				
氏名 株式会社川崎浄化槽 代表取締役 川崎 太郎				
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕				
電話				
FAX				
川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第4条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。				
(3)	営業所	所在地	〒214-0032 川崎市川崎区塩浜4-11-9	
		名称	株式会社 川崎浄化槽 南部営業所	
		電話	044-266-5747	FAX
(4)	役員の氏名	代表取締役 川崎 太郎 取締役 川崎 花子 取締役 川崎 二郎		
(5)	浄化槽管理士の氏名	川崎 二郎 第11111号 川崎 三郎 第12121号	浄化槽管理士免状交付番号	
登録手数料納入日確認		年 月 日		
登録通知書交付		年 月 日		
決 裁		年 月 日		
登 録		川 浄 保 第 号		

注 1 太線枠内のみ記入して下さい。

2 指定記入欄で書ききれない場合は、別紙記入の上添付して下さい。

3 添付書類

(1) 誓約書

(2) 備えるべき器具の一覧表

(3) 住民票の写し又は外国人登録原票に登録した事項に関する証明書（法人にあつては、登記事項証明書）

(4) 浄化槽管理士免状の写し

(5) 営業所の付近見取図

(6) その他市長が必要と認める書類

*浄化槽保守点検業者登録申請書の記入上の注意

(1) 申請年月日

申請時に記入してください。

(2) 申請者

ア 個人の場合

申請者の住所・氏名（住民票に記載されているもの）、郵便番号及び電話番号（FAXがある場合にはFAX番号も併せて）を記入し、押印してください。

イ 法人の場合

法人の所在地・名称（商業登記簿謄本に記載されている本店及び商号）、郵便番号、代表者の氏名及び電話番号（FAXがある場合にはFAX番号も併せて）を記入し、社印及び代表者印を押してください。

(3) 営業所

所在地は、神奈川県内に限ります。

営業所の所在地、名称、郵便番号及び電話番号（FAXがある場合にはFAX番号も併せて）を記入してください。

(4) 役員の氏名

ア 個人の場合

何も記入しないでください。

イ 法人の場合

商業登記簿謄本に記載されている役員のうち、監査役を除く全ての代表取締役及び取締役の氏名を記入してください。

(5) 浄化槽管理士の氏名

川崎市内で浄化槽の保守点検を行う管理士全員の氏名及び浄化槽管理士免状交付番号を記入してください。

なお、営業所には専属の浄化槽管理士を置かなければなりません。

* 申請書の記載事項を訂正した場合には、申請者印による押印をしてください。
なお、修正液等による訂正の場合にも、押印が必要です。

2 添付書類

浄化槽保守点検業者登録申請書には、次の書類を添付してください。

(1) 誓約書・・・別添1の用紙に、次の【記入例】に従って記入してください。

【記入例】

<h3>誓 約 書</h3> <p>申請者及びその役員は、川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第6条第1項第1号から第6号に該当しない者であることを誓約します。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">株式会社 川崎浄化槽 申請者 代表取締役 川崎 太郎</p> <p>(あて先) 川 崎 市 長</p>	<p>別添1-1は法人用 別添1-2は個人用 です</p>	<p>登録申請書の申請年月日 と同じ年月日を記入してく ださい。</p>	<p>登録申請書の申請者氏名 と同じ氏名を記入し、同じ 押印をしてください。</p>
--	---------------------------------------	--	--

川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第6条第1項第1号から第6号

- (1) 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
(法：浄化槽法)
- (2) 第13条第1項の規定により登録を取り消され、その取消しのあった日から2年を経過しない者
- (3) 浄化槽保守点検業者で法人であるものが第13条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その取消しのあった日前30日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であった者でその処分があった日から2年を経過しないもの
- (4) 第13条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (5) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

(2) 浄化槽保守点検器具の一覧表及び写真・・・別添2の用紙に、次の【記入例】に従って浄化槽保守点検器具の名称ごとに数量の確認ができる写真を記入してください。

また、器具ごとに数量の確認ができる写真を添付してください。

【記入例】

別添2

浄化槽保守点検器具一覧表

条例で定める器具の名称		数量	その他の器具の名称		数量
1	水平器	2	1	採水用具一式	2
2	溶存酸素測定器具	2	2	顕微鏡	1
3	残留塩素測定器具	2	3	MLSS計	1
4	汚泥沈殿率測定器具	2	4	洗浄用具一式	2
5	スカム厚測定用器具	2	5	風量計	1
6	汚泥厚測定用器具	2	6	安全用具一式	2
7	絶縁抵抗測定器又はテスター	2	7		
8	照明器具	3	8		
9	温度計	4	9		
10	透視度計	4	10		
11	水素イオン濃度測定器具	2	11		
12	亜硝酸イオン測定器具	2	12		
13	塩素イオン濃度測定器具	2	13		
14	工具一式	2	14		
15	スクリーンカスかき落とし器具	2	15		
16	水中ポンプ	3	16		

(3) 申請者の住民票又は登記事項証明書・・・個人の場合は住民票、法人の場合は登記事項証明書。発行されてから3ヶ月以内のもの。

(4) 浄化槽管理士免状の写し・・・登録申請書に記載された管理士の免状の写し。原則として、A4版サイズに縮小してください。

(5) 営業所付近の案内図・・・最寄の駅、又はバス停から営業所までの経路をA4版サイズの用紙に記入してください。

目標物（信号、公共施設、学校及びガソリンスタンド等）をわかりやすく記入してください。

(6) 浄化槽点検業務に従事する者の名簿・・・営業所で浄化槽保守点検業務に従事するすべての従業員について別添3の用紙に、次の記入例に従って記入してください。

【記入例】

別添3

浄化槽保守点検業務従事者名簿

ふりがな 氏名	職種	住所(市区町村)	管理士 No.	技術管理者 No.	※県及び四政令市研修会修了証番号
かわさき じろう 川崎 二郎	管理士・事務員・他	川崎市多摩区	11111	55555	H18.4.1. 555
かわさき さぶろう 川崎 三郎	管理士・事務員・他	川崎市麻生区	12121	し尿1級 88888	H18.4.1 556
おおた よしこ 大田 良子	管理士・事務員・他	東京都大田区			
やまきた ごろう 山北 五郎	管理士・事務員・他	神奈川県足柄上郡		し尿2級 88888	
	管理士・事務員・他				
	管理士・事務員・他				

※研修会修了証番号・・・社団法人神奈川県生活水保全協会が行った浄化槽管理士研修会の修了番号

(7) 浄化槽点検記録票・・・浄化槽の保守点検を行う時に使用する記録票。

別添「保守点検の技術上の基準」の項目を満たすもので、みなし浄化槽（単独処理浄化槽）、浄化槽（50人槽以下）及び浄化槽（51人槽以上）のそれぞれの保守点検記録票を添付してください。

3 申請方法

(1) 申請受付日時

月曜日から金曜日まで（祝祭日を除く）の、
午前9時から午前11時及び午後12時45分から午後3時まで。

(2) 申請手数料 32,000円

申請時にお持ちください。

(3) 申請場所・問い合わせ先

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所 第3庁舎 16階
川崎市環境局生活環境部収集計画課
電話 044-200-2585

4 審査手続き

(1) 申請書受付

申請に係る書類審査を行い、提出書類に不足かつ不備のないことを確認して、申請を受け付けます。

(2) 立入検査

新規及び更新の登録申請にあつては、申請を受け付けた後、営業所及び保守点検業器具などを確認するために、立入検査を行います。

(3) 標準処理期間

申請の受付から登録通知書交付までに必要な期間は、概ね60日間です。